

平成22年度 臨時総会議案書

日 時 平成22年9月22日（水）
午後1時

会 場 武蔵野公会堂 ホール



社団法人 武蔵野市シルバー人材センター

社団法人 武蔵野市シルバー人材センター
平成22年度 臨時総会

次 第

1. 開会挨拶
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 資格審査員報告
5. 議事録署名人の選出
6. 議 事
 - 第1号議案 平成22年度 一般会計収支補正予算について
 - 第2号議案 新法人における役員就任予定者選任について
 - 第3号議案 定款の一部変更について
 - 附帯決議 定款の一部変更に係る附帯決議案について
 - 第4号議案 会員会費規程の改正について
 - 第5号議案 役員の報酬等に関する規程の制定について
 - 報告事項 定款変更に伴う諸規程変更報告について
7. 閉会挨拶

議事録署名人の選出

議事録署名人 氏 名	
議事録署名人 氏 名	

第1号議案

平成22年度 一般会計収支補正予算について

平成22年度 一般会計収支補正予算（案）について

平成22年度社団法人武蔵野市シルバー人材センターの収入支出補正予算を次のとおり定めるものとする。

1. 事業活動収支の部

(1) 事業活動収入

公益社団法人への移行申請に伴い、事務費収入を3,007千円増額する。

寄付金収入の科目を削除するため1千円減額し、事業活動収入合計額を543,383千円とする。

2. 投資活動収支の部

(1) 投資活動収入

公益社団法人への移行申請に伴い、退職給付引当資産取崩収入を1,811千円増額し、投資活動収入合計額を1,816千円とする。

(2) 投資活動支出

減価償却引当資産取得支出を71千円減額し退職給付引当資産取得支出を600千円増額し、投資活動支出合計額を1,983千円とする。

3. 予備費支出の部

公益社団法人への移行申請に伴い、予備費科目を削除するため予備費1,025千円を減額する。

4. 前期繰越額

前期繰越額の確定により、前期繰越収支差額を増額する。

5. 収入支出予算の補正科目及び金額、並びに補正後の金額は別記によるものとする。

平成22年度 一般会計収支補正予算書(案)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:千円)

科 目			予算額	補正予算額	合計額	備 考
大	中	小 科 目				
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
(1)事業収入			469,333	3,007	472,340	
受託事業収入			448,200	3,007	451,207	
配分金収入			407,100	0	407,100	
材料費等収入			11,400	0	11,400	
事務費収入			29,700	3,007	32,707	
独自事業収入			18,080	0	18,080	
配分金収入			16,120	0	16,120	
材料費等収入			640	0	640	
事務費収入			1,320	0	1,320	
家事援助研修委託収入			500	0	500	
家事援助研修委託収入			500	0	500	
寝具乾燥車両管理委託収入			2,553	0	2,553	
寝具乾燥車両管理委託収入			2,553	0	2,553	
(2)会費収入			2,600		2,600	
正会員会費収入			2,600	0	2,600	
(3)補助金等収入			68,113	0	68,113	
市補助金収入			58,613	0	58,613	
連合交付金収入			9,400	0	9,400	
安全対策事業助成金収入			100	0	100	
(4)寄付金収入			1	△ 1	0	
寄付金収入			1	△ 1	0	
(5)特定資産運用収入			30	0	30	
特定資産利息収入			30	0	30	
(6)雑収入			300	0	300	
受取利息収入			50	0	50	
雑収入			250	0	250	
事業活動収入計			540,377	3,006	543,383	
2. 事業活動支出						
(1)事業費支出			454,089	0	454,089	
受託事業費支出			418,500	0	418,500	
配分金支出			407,100	0	407,100	
材料費等支出			11,400	0	11,400	
独自事業費支出			18,235	0	18,235	
配分金支出			16,120	0	16,120	
材料費等支出			640	0	640	
通信運搬費支出			149	0	149	

科 目		予算額	補正予算額	合計額	備 考
大	中				
		消耗品費支出	324	0	324
		修繕費支出	80	0	80
		燃料費支出	240	0	240
		保険料支出	126	0	126
		租税公課支出	26	0	26
		手数料支出	10	0	10
		委託費支出	500	0	500
		雑費支出	20	0	20
		普及啓発費支出	2,996	0	2,996
		旅費交通費支出	404	0	404
		消耗品費支出	345	0	345
		印刷製本費支出	1,342	0	1,342
		諸謝金支出	70	0	70
		手数料支出	20	0	20
		委託費支出	815	0	815
		研修・講習費支出	495	0	495
		会議費支出	15	0	15
		旅費交通費支出	65	0	65
		消耗什器備品費支出	50	0	50
		消耗品費支出	110	0	110
		賃借料支出	20	0	20
		諸謝金支出	200	0	200
		負担金支出	5	0	5
		委託費支出	30	0	30
		就業開拓提供費支出	10,922	0	10,922
		臨時雇賃金支出	2,520	0	2,520
		会議費支出	640	0	640
		旅費交通費支出	2,011	0	2,011
		通信運搬費支出	1,139	0	1,139
		消耗什器備品費支出	445	0	445
		消耗品費支出	587	0	587
		修繕費支出	70	0	70
		保険料支出	3,040	0	3,040
		租税公課支出	140	0	140
		委託費支出	30	0	30
		貸倒引当金繰入額	200	0	200
		雑費支出	100	0	100
		市委託事業運営費支出	2,167	0	2,167
		通信運搬費支出	120	0	120
		消耗品費支出	100	0	100
		修繕費支出	210	0	210
		燃料費支出	200	0	200
		賃借料支出	552	0	552

科 目		予算額	補正予算額	合計額	備 考
大	中				
		保険料支出	432	0	432
		租税公課支出	53	0	53
		委託費支出	500	0	500
		調査研究費支出	272	0	272
		旅費交通費支出	30	0	30
		通信費支出	128	0	128
		消耗品費支出	114	0	114
		相談事業費支出	126	0	126
		旅費交通費支出	114	0	114
		消耗品費支出	12	0	12
		安全就業等推進費支出	376	0	376
		旅費交通費支出	216	0	216
		消耗品費支出	110	0	110
		諸謝金支出	50	0	50
	(2)	管理費支出	87,814	0	87,814
		人件費支出	75,064	0	75,064
		職員基本給支出	27,963	0	27,963
		職員特別給与支出	11,813	0	11,813
		職員諸手当支出	7,096	0	7,096
		臨時雇賃金支出	2,640	0	2,640
		法定福利費支出	9,677	0	9,677
		福利厚生費支出	389	0	389
		嘱託等報酬支出	13,614	0	13,614
		退職金給付支出	1,872	0	1,872
		管理運営費支出	12,750	0	12,750
		会議費支出	195	0	195
		旅費交通費支出	579	0	579
		通信運搬費支出	1,748	0	1,748
		消耗什器備品費支出	200	0	200
		消耗品費支出	1,536	0	1,536
		修繕費支出	598	0	598
		印刷製本費支出	1,052	0	1,052
		燃料費支出	240	0	240
		賃借料支出	2,233	0	2,233
		保険料支出	512	0	512
		租税公課支出	656	0	656
		負担金支出	271	0	271
		手数料支出	274	0	274
		委託費支出	2,456	0	2,456
		雑費支出	200	0	200
		事業活動支出計	541,903	0	541,903
		事業活動収支差額	△ 1,526	3,006	1,480

科 目			予算額	補正予算額	合計額	備 考
大	中	小 科 目				
Ⅱ 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
(1)		固定資産売却収入	1	0	1	
		車両運搬具売却収入	1	0	1	
(2)		保証金等戻り収入	1	0	1	
		預託金戻り収入	1	0	1	
(3)		特定預金取崩収入	3	1,811	1,814	
		減価償却引当資産取崩収入	1	0	1	
		退職給付引当資産取崩収入	1	1,811	1,812	
		財政運営資金積立資産取崩収入	1	0	1	
		投資活動収入計	5	1,811	1,816	
2. 投資活動支出						
(1)		固定資産取得支出	2	0	2	
		車両運搬具購入支出	1	0	1	
		什器備品購入支出	1	0	1	
(2)		保証金等支出	1	0	1	
		預託金支出	1	0	1	
(3)		特定預金支出	1,451	529	1,980	
		減価償却引当資産取得支出	950	△ 71	879	
		退職給付引当資産取得支出	1	600	601	
		財政運営資金積立資産取得支出	500	0	500	
		投資活動支出計	1,454	529	1,983	
		投資活動収支差額	△ 1,449	1,282	△ 167	
Ⅲ 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
2. 財務活動支出						
財務活動収支差額						
IV. 予備費支出						
予備費支出						
当期収支差額						
前期繰越収支差額						
次期繰越収支差額						

(注)

- 1 配分金収入の増加に連動する支出(配分金支出・材料費支出)に限り、予算額を超えて執行することができる。
- 2 借入限度額 10,000千円

第2号議案

新法人における役員就任予定者選任について

理事・監事候補者の選任について

公益社団法人移行に伴い、新法人における役員就任予定者を選任するため、理事・監事選考委員会において選考のうえ、別紙の理事・監事候補者を推薦いたしますので承認を求めます。

< 参 考 >

理事・監事選出要綱（抄）

（選出方法）

第2 理事・監事は、理事・監事選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、委員会において正会員及び特別会員の中から候補者を選考のうえ総会に推薦し、承認を得るものとする。

（選考基準）

第3 理事・監事候補者は、センターの事業運営に必要と認められる知識及び経験を有する者で、理事・監事にふさわしい者とする。

公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター
役員就任予定者名簿

役 職	氏 名	住所・勤務先	備 考
理 事	森 田 良 國	武蔵野市境	正会員
理 事	保 谷 博 尚	武蔵野市吉祥寺北町	正会員
理 事	坂 口 一 道	武蔵野市シルバー人材センター 事務局長	特別会員
理 事	三 澤 和 宏	武蔵野市健康福祉部長	特別会員
理 事	伏 野 嘉 高	武蔵野市吉祥寺東町	正会員
理 事	鎚 木 紀 生	武蔵野市吉祥寺南町	正会員
理 事	網 野 政 義	武蔵野市吉祥寺本町	正会員
理 事	山 中 一 成	武蔵野市吉祥寺北町	正会員
理 事	立 松 正 通	武蔵野市中町	正会員
理 事	大 石 彰	武蔵野市西久保	正会員
理 事	田 中 雅 子	武蔵野市緑町	正会員
理 事	加 藤 伴 子	武蔵野市八幡町	正会員
理 事	北 村 克 弘	武蔵野市関前	正会員
理 事	小 暮 勝 紀	武蔵野市境	正会員
理 事	加 藤 之 義	武蔵野市境南町	正会員
理 事	船 戸 勲	武蔵野市桜堤	正会員
監 事	佐 久 間 敏 郎	武蔵野市八幡町	正会員
監 事	永 井 雄 太 郎	公認会計士	特別会員

この役員の就任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を停止条件とする。

第3号議案

定款の一部変更について

附帯決議案

定款の一部変更に係る附帯決議案について

定款の一部変更について

定款の一部を次のように変更する。

附則の2の次に、次の2項を加える。

- 3 センターの最初の代表理事は、森田良國及び保谷博尚とする。
- 4 センターの最初の業務執行理事は、坂口一道とする。

変更理由

公益社団法人へ移行後の最初の代表理事及び業務執行理事の人選について理事会で決定したことに伴ない、定款の一部を変更する必要があるため。

附帯決議

本日（平成22年9月22日）の定款の一部変更に係る議決事項について、東京都の認定申請手続きの過程で、字句等の訂正が生じたときは、議決内容に変更をきたさない範囲において、その修正を会長に委任することとする。

定款変更の軽微な修正報告

平成22年5月27日に承認された定款変更の内容において、東京都より軽微な文言の修正指導がありましたので、報告いたします。

修正内容 第4条に2項を追加

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行なうものとする。

第4号議案

会員会費規程の改正について

会員会費規程の改正について

正会員会費規程（昭和61年4月1日施行）を次のとおり改正する。

題名の「正会員会費規程」を「会員会費規程」と改める。

（目的）

第1条中「社団法人武蔵野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。」を「公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターの会員の会費に関し、必要な事項を定めるものである。」に改める。

（会費の額）

第2条中「一会計年度」を「一事業年度」に改め、次の1号を加える。

(3) 賛助会員の会費は、別表に定める額とする。

（納入の期日等）

第3条第1項中「会費は、毎年1回」を「会員は前条の会費を一括して、毎年」に改め、同条第2項を同条第1項のただし書きとして、次のとおり定める。

「ただし、新規入会申込者は、理事会において承認された後、1月以内に納入するものとする。」

同条3項を2項に改める。

附則をつぎのとおりとする。

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

種 別	会費額
個人会員（年額一口）	1, 0 0 0 円
法人会員（年額一口）	5, 0 0 0 円

会員会費規程 (案)

新旧対照表

新	旧						
<p>会員会費規程</p>	<p>正会員会費規程</p>						
<p>(目的) この規程は、公益社団法人武蔵野市シルバード人材センターの会員の会費に關し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(会費の額) 正会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>第2条 正会員会費は、年額2,000円とする。ただし、1月から3月の入会承認会員については、その年度に限り1,000円とする。</p> <p>(2) 前号の会費については、経済的事情または病氣等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。</p> <p>(3) 賛助会員の会費は、別表に定める額とする。</p> <p>(納入期日等) 第3条 会費は前条の会費を一括して、毎年4月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において承認された後、1月以内に納入するものとする。</p> <p>2 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は返却しない。</p> <p>(委 任) 第4条 この規程に定めるもののほか会費に關し必要な事項は、理事会で定める。</p> <p>附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の施行に伴なう関係法律の整備等に關する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>別 表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">会費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">個人会員 (年額一口)</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人会員 (年額一口)</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	会費額	個人会員 (年額一口)	1,000円	法人会員 (年額一口)	5,000円	<p>(目的) この規程は、社団法人武蔵野市シルバード人材センター (以下「センター」という。) 定款第7条に定める会費に關し、必要な事項を定める。</p> <p>(会費の額) 第2条 正会員が、一會計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 会費は、年額2,000円とする。ただし、1月から3月の入会承認会員については、その年度に限り1,000円とする。</p> <p>(2) 前号の会費については、経済的事情または病氣等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。</p> <p>〔(3) 追加〕</p> <p>(納入期日等) 第3条 会費は、毎年1回 4月末日までに納入するものとする。</p> <p>2 新規入会者は、第2条に定める会費を納入するものとする。</p> <p>3 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は返却しない。</p> <p>(委 任) 第4条 この規程に定めるもののほか会費に關し必要な事項は、理事会で定める。</p> <p>付 則 1 事業団設立初年度の会費は、第2条第1号の規定にかかわらず200円とする。</p> <p>2 この規程は、事業団設立許可のあった日から施行する。</p> <p>付 則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この規程は、平成2年9月11日から施行する。</p> <p>付 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この規程は、平成13年3月1日から施行する。</p> <p>付 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この規程は、平成19年12月20日から施行する。</p>
種 別	会費額						
個人会員 (年額一口)	1,000円						
法人会員 (年額一口)	5,000円						

第5号議案

役員報酬等に関する規程の制定について

公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターの役員の報酬等に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第1項の規程に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（報酬の支給）

第3条 センターの役員は、常勤役員と非常勤役員を問わず無報酬とする。

（公表）

第4条 センターは、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

報告事項

定款変更に伴う諸規程変更報告について

就業規則 (案) 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規約は、<u>公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター</u>(以下「センター」という。)会員の就業に関する事項を定めるものである。</p> <p>第2条～第10条 変更なし</p> <p>第6章 雑 則</p> <p>(規約の改廃)</p> <p>第11条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴なう関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規約は、<u>社団法人武蔵野市シルバー人材センター</u>(以下「センター」という。)会員の就業に関する事項を定めるものである。</p> <p>第2条～第10条 省略</p> <p>第6章 雑 則</p> <p>(規約の改廃)</p> <p>第11条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この規約は、昭和56年6月26日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この規約は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この規約は、平成2年9月11日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この規約は、平成8年1月25日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この規約は、平成20年10月23日から施行し、平成20年11月1日から適用する。</p>

配分金規約(案) 新旧対照表

新	旧
<p>(目的) 第1条 この規約は、公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う、配分金に関する事項を定めるものである。</p> <p>第2条～第6条 変更なし</p>	<p>(目的) 第1条 この規約は、社団法人武蔵野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う、配分金に関する事項を定めるものである。</p> <p>第2条～第6条 省略</p>
<p>(規約の改廃) 第6条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。</p>	<p>(規約の改廃) 第6条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。</p>
<p>附則 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴なう関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>付則 この規約は、昭和53年1月24日から施行する。 付則 この規約は、昭和55年1月25日から施行し、昭和55年12月1日から適用する。 付則 この規約は、昭和56年6月26日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。 付則 この規約は、昭和61年4月1日から施行する。 付則 この規約は、平成2年9月1日から施行する。 付則 この規約は、平成7年4月1日から施行する。</p>

議案に関する質問について

平成 22 年 9 月 日

社団法人
武蔵野市シルバー人材センター
会 長 森 田 良 國 様

_____ 会員番号

_____ 会員氏名

私は、平成 22 年度臨時総会の議案について、下記のとおり質問いたします。

記

※質問の内容は、できるだけ簡潔にご記入願います。

議案番号	質 問 内 容

この質問書は、9月15日までに到着するよう、郵送又はファクシミリで提出願います。

キリトリ線

F A X 5 6 - 2 6 2 2



シルバー人材センターシンボルマーク

このマークは、全国のシルバー人材センターで働く高齢者が広く連携し、共に働き、共に助け合っていくことをめざして製作したものです。

デザインはシルバー（Silver）の「S」とセンター（Center）の「C」で飛躍する鳥と、動き出す人の姿を表現しています。

